

盛岡広域振興局長告示第38号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松川土地改良区（八幡平市）から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

令和5年9月12日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
監事	伊藤 文明	八幡平市帷子第10地割26番地	八幡平市平館第26地割104番地1